

窒素酸化物対策の排出基準見直し【第2条関係】

改正内容

- 電気事業法の改正や発電施設の現状を踏まえ、施設の種類に応じた窒素酸化物の排出基準を定めた別表を改正する。

1 電気事業法の改正に伴う事業者の名称の変更

電力の小売自由化を目的とした電気事業者の区分の見直しがあったことから、環境保全協定においても事業者の名称を以下のとおり変更する。

卸供給事業者 → 発電事業者

2 発電事業者が使用するガス機関の排出基準の強化

発電事業は規模が大きく、環境影響も大きくなることから、環境保全協定では、発電事業者が使用する発電ボイラー等について、他の事業者より厳しい基準を設けている。

一方、電力自由化に伴い、排出量が比較的多いガス機関を多数用いて発電事業を行う事例が複数発生した。

そこで、他の発電施設並みの窒素酸化物排出量となるよう、発電事業者が発電事業の用に供するガス機関の排出濃度基準を強化する。

なお、大気汚染防止法に定める排出基準より厳しい指導基準を設けて窒素酸化物の排出抑制を行っている「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」でも同様に、発電事業者が発電事業の用に供するガス機関の排出基準を強化したところである。

表 ガス機関の排出濃度基準

区 分	現 行	改正後
発 電 事 業 者	200ppm	40ppm
発電事業者以外	200ppm	200ppm

[参考]

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱	
目 的	大気汚染の防止のため、発電等に用いる施設について法に定める排出基準より厳しい指導基準を設けて窒素酸化物の排出を抑制
対象施設	工場又は事業場に設置される発電ボイラー及びガスタービン等 ただし、協定締結工場の施設は適用除外

[参考] 別表第4 (抜粋)

別表第4の3 窒素酸化物の排出基準

(平成4年5月1日以降に設置し、又は設置するばい煙発生施設)

施設の種類	基準 (ppm)	標準酸素 濃度 (%)
ガスタービン (別表第4の5 に掲げる施設を除く。)	20	16
ディーゼル機関	100	13
ガス機関 (別表第4の5に掲 げる施設を除く。)	200	0
ガソリン機関	200	0

別表第4の5 窒素酸化物の排出基準

(令和2年4月1日以降に設置し、又は設置するばい煙発生施設)

施設の種類		規模 (定格出力)	基準 (ppm)	標準酸素 濃度(%)
発電事業者が発電事 業の用に供する 発電ボイラー	ガスを専焼させるもの	5万kW未満	40	5
		5万kW以上 15万kW未満	30	5
		15万kW以上	20	5
	固体を燃焼させるもの	5万kW未満	40	6
		5万kW以上 15万kW未満	30	6
		15万kW以上	20	6
	上記の種類に該当する以外のもの	5万kW未満	40	4
		5万kW以上 15万kW未満	30	4
		15万kW以上	20	4
上欄に掲げるもの 以外の発電ボイラー	ガスを専焼させるもの		40	5
	固体を燃焼させるもの		40	6
	上記の種類に該当する以外のもの		40	4
発電事業者が発電事 業の用に供する ガスタービン	5万kW未満	20	16	
	5万kW以上 15万kW未満	15	16	
	15万kW以上	10	16	
発電事業者が発電事 業の用に供するガス 機関	3千kW以上	40	0	